

令和7年度第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和7年8月6日（水）午後1時30分

場 所 県庁舎2階 201会議室

出席委員

小笠原孝史 委員 一般社団法人東北経済連合会 専務理事
尾関 規正 委員 東北大学大学院経済学研究科 准教授
小幡佳緒里 委員 弁護士
梶谷 康久 委員 東北学院大学法学部法律学科 准教授
須藤 康英 委員 公認会計士
◎高橋雄一郎 委員 公認会計士
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
光安 理絵 委員 弁護士
（○有働恵子委員、窪田亜矢委員は欠席）
（◎は委員長、○は副委員長）

1 開会

2 挨拶

佐々木会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

（1）委員会の役員選任及び各部会員の指名について

委員長に高橋委員、副委員長に有働委員が選出された。

（2）委員会の運営について

原案のとおり承認された。

（3）発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 船形の郷旧かまくら園等解体工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

尾関委員：今回から参加いたします尾関と申します。よろしくお願いいたします。

抽出の視点としては、建設工事の一般競争入札の中で、予定価格および落札率が高いものを抽出しました。その中で特に、入札参加業者数が多いにも関わらず落札率が高いものに着目しました。

質疑事項として、入札参加業者数が13者と多いのに、落札率が比較的高い理由を教えてください。施工計画などの総合評価の結果が入札金額以上に差がついた結果である場合、その評価過程が適切であったかどうか、また施工計画策定のための業者に向けた情報提供が十分であったかどうかを教えてください。

営繕課：（抽出事案説明書により説明）

尾関委員：最初の質問に関して、最低価格92%の応札者があった一方で、応札価格96%の

業者が落札したということなので、約 4%程度の差を価格以外の評価で高くしていることになるわけですね。実際の施工の品質の差がそれだけの金額を多く払っても良いと思えるくらいのものであったのでしょうか。

営繕課：金額的にどうかの判断はできませんが、制度に従って評価を点数化した結果、1 位になったものです。

尾関委員：実際の施工の品質といったものは、評価によって差が生じるのでしょうか。

営繕課：今回の場合、施工の品質よりも技術者の技術力というところがかなり高い点数で、本工事を担当する技術者の評価が他社と比べて優れていました。成績の良い方が施工管理することは、当然ながら品質が高いものが出来上がるのではないかと考えております。

尾関委員：もう 1 つの質問ですが、施工計画のための情報提供は十分ということでしたが、応札者側から自分たちの技術的な評価がどう点数化されるのか、事前に分かるのですか。そういった評価基準のようなものが公表されているのでしょうか。

営繕課：評価の基準は総合評価落札方式の手引きに全て記載されており、皆様がご覧になれる状態で公表されております。

高橋委員：入札調書の調査基準価格についてお聞きします。落札不適當になった 3 者はこの金額以下だったようですが、不適當ではない他の入札金額との差がほとんどないので不思議です。調査基準価格とはどういう意味合いののでしょうか。

契約課：調査基準価格は国でも使われている制度で、低入札価格調査制度の一部でございます。他の市町村でいう「最低制限価格」と同じような制度です。これは、入札価格が契約内容に適合した履行がされない恐れがあると認める場合、または公正な取引秩序を乱す恐れがあつて、著しく不適當と認める場合に、該当するか調査するための基準となる価格です。工事費の中の直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費に一定率をかけたものの合計を調査基準価格としています。これを下回れば低入札として履行能力確認調査に進みます。数値的判断基準は、調査基準価格を割り込んだ低入札の場合に、ダンピングや下請けへのしわ寄せが起きないように設けている数字で、失格判断基準として定めており、その数値より下がったものは失格としています。

高橋委員：似たような金額で入札しているのに、そんなにおかしな数字なのかと疑問に思いました。失格判断基準は数値基準に基づいて自動的に算定されるものですか。また、この基準は公表されているのでしょうか。

契約課：そのとおりです。この基準自体は公表されており、令和 4 年公契連のモデルを採用しております。最新のモデルとなっております。

尾関委員：ダンピングするような低い金額では失格になるので、本抽出案件のような評価の高い業者には、他の業者は低い金額で評価差を覆すことができない。つまり、評価の

高い業者が応札する場合は、他の業者は諦めざるを得ない環境にあるということでしょうか。

営繕課：結果としてそういった状況になるということはあると思います。

尾関委員：それは、入札制度の本来の趣旨に適ったものになるのでしょうか。

契約課：本来の趣旨に適ったものになっていると判断しております。

光安委員：価格の評価点についてお聞きしたいのですが、調査基準価格付近で評価点が70点満点となり、そこから高くなるに従って点数が低くなっているように思うのですが、これは、調査基準価格から何%離れると価格点が何ポイント下がるという計算なのでしょう。価格以外の評価点は、企業の技術力等が点数化される一方、価格評価点は応札額が大きく違っていてもさほど点数の差が付かず、尾関委員が仰ったような問題が生じやすいと思います。

契約課：価格の評価方法は総合評価の手引きに楕円式が示されており、それで点数化しています。価格点と価格以外の評価点を合算し、最高点を取った者が落札候補者となる制度です。価格点と価格以外の評価点のバランスは様々ありますが、現時点ではこの配分が適切と考えて実施しております。

光安委員：それですと、全体金額が大きくなればなるほど、価格以外の評価点の影響が大きくなると理解したのですが、よろしいでしょうか。

契約課：調査基準価格に近くなるほど満点に近く、予定価格に近くなるほど点数が下がっていく形です。

須藤委員：落札者の総合評価点は100.67点で、2位の応札者は90.25点で約10点差がありますね。これは施工計画等の点数でかなりの差がついているように見えます。落札者が15.75点で、他の会社は全部0点になっていますが、これはこういった理由でこのような結果となったのでしょうか。

営繕課：個別の提案内容は申し上げられませんが、今回の落札者は、施工計画等の課題に対して、共通仕様書等で規定している以上の提案があり、品質の向上や施工上の課題に対する効果が見込めると評価しました。それ以外の応札者については、そういった評価ができるような提案内容ではございませんでした。

須藤委員：他の応札者は4段階での「不適切」だったということでしょうか。

営繕課：個別の点数は申し上げられませんが、加点されなかったということで、不適切ではございません。マイナス評価ではなく、加点する要素がございませんでした。

抽出事案２ 三陸南沿岸高潮浸水想定検討業務委託

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

尾関委員：建設関連業務における随意契約の中から、落札価格及び落札率が高いものを抽出しました。質疑事項は、随意契約とする理由及び落札率が 100%となった理由を教えてください。

河川課：(抽出事案説明書により説明)

尾関委員：過年度業務と本業務を分けて発注なさった理由は何でしょうか。

河川課：仙台湾沿岸については、令和２年度から高潮浸水想定区域図の検討を有識者のご指導等を頂きながら進めておりました。一方、三陸南沿岸につきましては、東日本大震災を契機にＬ１津波対応の防潮堤を整備したため、高潮による浸水想定は不要と考え、当初は計画に入れておりませんでした。しかし、補助事業が採択される上で、国から高潮浸水想定区域図の作成が義務付けられた経緯があり、また有識者の皆様からの助言もあり、外力条件の設定等を過年度業務で行い、今回、高潮浸水シミュレーション及び高潮浸水想定区域図の作成までを随意契約で発注いたしました。

尾関委員：今回のように、最初に受注した業者がその後も継続して受注し続けるといった、効率を優先するための随意契約とはよくあることなのでしょうか。

河川課：令和２年度の発注時は、計画準備・高潮浸水シミュレーション・高潮浸水想定区域図の作成と、一連の業務で発注しておりましたが、有識者の皆様からの助言をいただく中、精度を高めるため、検討に時間を要し、予算や工期の都合上、途中で打ち切らざるを得ないケースが出てまいりました。そのため、打ち切った残りの業務を前年度まで履行しており一貫性の高い業者に発注することが、品質確保や費用面でも安価になると、本業務においては判断いたしました。

尾関委員：長期にわたる業務が想定される場合、当初の発注時にそういった情報提供はされているのでしょうか。

河川課：当初は、当時想定される一連の業務で発注いたしましたが、有識者の皆様からの助言により業務を追加することとなり、当初業務の仕様書等には記載しておりませんでした。

尾関委員：承知しました。長期にわたる業務は、何かしらのイレギュラーな要因があることが多いということですね。

高橋委員：継続業務ということで、過年度業務を受注した業者が一番業務に精通しており、安価な見積もりになると想定はできるのですが、安価だということを他の業者から見積徴収等を通じて確認しないのでしょうか。

河川課：確認することは行っておりません。

**抽出事案3 佐沼高改築昇降機工事 美術館リニューアル改修昇降機工事
岩沼警察署改築昇降機工事**

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

小幡委員：この3件は昇降機工事ですが、安全性や専門技術が必要とは言え、一般競争入札が可能ではないかと考えました。しかし、今回の3件はいずれも指名競争入札であり、入札参加者が1者で落札率が高いことから抽出いたしました。質疑事項は、この3件のいずれも指名競争入札とされていますが、一般競争入札が困難と判断された理由をご教示ください。いずれも指名業者数11、入札参加業者数1とされていますが、指名業者11者は同じ業者でしょうか。同じであればその理由を、別の業者である場合には選定基準を教えてください。またこの3件について、入札参加業者が1者となった理由をご教示ください。

設備課：(抽出事案説明書により説明)

小幡委員：一般競争入札から指名競争入札に変更するにあたり、工事の内容や工期など見直しをした点はございますか。具体的に教えてください。

設備課：内容の見直しにつきましては、美術館の工事において、当初2基の設置と撤去工事だったものを、撤去工事は建築に絡むため敬遠されるということもあり、撤去工事を除き、仕様を変更して発注いたしました。さらに令和6年度には荷物用エレベーターの設置を追加して発注いたしました。工期については、美術館の例ですと、現地調査1ヶ月、製作10ヶ月、据付6ヶ月など、必要な期間が確保できるよう、発注していました。

小幡委員：指名競争入札にあたって、大幅に条件を見直しされた上で、応札があったということだと、場合によっては一般競争入札の段階で見直しされていれば、応札をしてくださる方がいたのではないかと思います、お伺いしました。特に一般競争入札と指名競争入札で大きく条件を変えていないということであれば、指名競争入札にしたことによって、応札があったことについて、どのような理由に基づくのか、教えてください。

設備課：一般競争入札でも数回やっており、その都度、入札参加条件は一部変えております。佐沼高の例では、施工実施要件の有無や所在地要件を変更しましたが不調でした。指名競争入札にしたことによって条件が良くなったということはございませんので、一般競争よりも「使命感」や「会社の責任感」が働いたのではないかと考えております。

小幡委員：3件とも入札参加者が1者となっているのは偶然でしょうか。何か事情があったのでしょうか。

設備課：複数の工事を一度に受注できるほど技術者がいないため、結果的に各工事で1者応札になったのではないかと想像されます。

高橋委員：昇降機工事については業者不足で全国的に業者の取り合いになっていると思いますが、金額的な問題はあるのでしょうか。例えば、金額を2倍にすると応札者が増えるのでしょうか。若しくはそもそも技術者がいないので、金額を上げてでも応じないものなのでしょうか。

設備課：金額を2倍にした場合に応札者が増えるかどうかは分かりませんが、現在受注している業者から金額的な要望等は特になく、あくまで技術者不足が問題だと考えております。

小笠原委員：3点質問がございます。1点目は、昇降機工事は建築工事と別契約されているようですが、建築工事の中に含めて発注すれば、建築工事会社のノウハウを活かすことで全体的なリードタイムを確保できたのではないかという検討はなさいましたか。2点目は、昇降機工事の標準工程は、最近の全国的な納期がタイトな状況に合わせて見直しているのでしょうか。見直していれば、もっと早くリードタイムを確保し、一般競争入札の中でできた可能性はなかったのでしょうか。3点目は、一般競争入札から指名競争入札に変更された際、予定価格の変更はありましたか。

設備課：設備工事は、国からの指針に基づき、工事の品質確保や地元専門業者の育成の観点から、これまで分離発注を原則としてきました。しかし、不調が続き、全国的にも発注できないという情報もあったため、令和6年度からは新築や改築工事で建築工事と一緒に発注しています。

工期については、その都度、半導体絡みの問題や機器の納期など、様々な情報も考慮しながら通常よりも長めに確保しておりました。現在はだいぶ回復しているという情報もございます。

予定価格については、年度が変わった場合や、見積もりの有効期限が切れた際には再度見積もりを徴収し、物価上昇があればそれを反映させて発注しています。

小笠原委員：佐沼高校や美術館、岩沼警察署の工事は、令和6年度に発注しているようですが、建築工事と一緒に発注する工事の対象外だったのでしょうか。

設備課：建築工事が先行して発注・契約済みでしたので、対象外でした。最初から発注する場合は建築工事を含めて発注することになります。

小笠原委員：設計変更はできなかったのでしょうか。

設備課：設計変更は本当に最後の手段と考えておりました。

小笠原委員：分離発注にこだわるのが合理的だったのかどうか、世の中の状況を勘案しながら発注方法を決めるべきだと思います。今後の参考にしていいただければと思います。

梶谷委員：昇降機関連の技術者が人材不足だということで、おそらく広く業者を集めることがよいと思うのですが、平成21年度以降に設置工事を施工した実績を有するという要件とした理由は何でしょうか。

設備課：これは今回の工事に限らず、県におけるルールとして実績は15年間ということが定められているためです。

抽出事案４ 聴覚支援学校校舎等改築設計業務委託

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

小幡委員：聴覚支援学校の校舎等の改築設計は特別な配慮が必要だと考えられますが、学校の校舎であれば他の入札方式も可能ではないかと考えました。本件が随意契約であり、予定価格が高額であることから抽出いたしました。質疑事項は入札方式を随意契約とした理由、また指名業者を１者とした理由並びに当該業者を選定した理由についてご教示ください。

営繕課：(抽出事案説明書により説明)

小幡委員：２点質問がございます。１点目は、随意契約の理由について、「通常の価格競争に馴染まない」具体的な理由を教えてください。２点目は、見積もり合わせが１６回行われているようですが、予定価格の算出は適正でしたでしょうか。また、業者の見積もりが予定価格と相当の開きがあるのは、元々の見積もりが高額だったのか、落札価格は無理のない価格だったのか、教えてください。

営繕課：１点目について回答いたします。国のガイドラインや文科省の通知で学校施設の設計はプロポーザル方式が推奨されています。今回の聴覚支援学校は県内唯一の聴覚支援専門学校であり、早期支援や就学支援のセンター的役割や、既存施設を考慮した合理的配置、周辺環境・ユニバーサルデザインへの配慮など、高度な技術力が必要と判断しました。

２点目について回答いたします。まず、予定価格の算出は適正でした。予定価格は、国土交通省の「業務報酬基準」や県の「公共建築工事設計業務等積算基準」に基づいて算出しています。過去のプロポーザル事例では、予定価格との乖離は高くても１.２５倍程度で、今回の乖離は１.７３倍と大きくなっております。落札業者の提案内容から推察すると、外部専門家との共同、内部チームの設置、詳細ヒアリングの実施等を掲げているので、人件費等を多く見積もった可能性があると思われます。

小幡委員：予定価格の算出について、業務報酬基準というものに基づいているということ自体は、業者は理解をされているのでしょうか。

営繕課：一般的に公表されておりますし、国土交通省でも業務報酬基準を改定するたびに、業界に説明をしていますので、業者も当然理解されていると思われます。

小幡委員：業者も報酬基準を理解しているのに、なぜ１６回も見積もり合わせが必要だったのでしょうか。この案件が特殊だったのでしょうか。

営繕課：推察ではありますが、案件が特殊というよりは、業者がより細かく刻んで、予定価格に近いところに落ち着かせようとした意図ではないかと思われます。制度上は何回でも見積もり合せを行ってよいことになっています。

小笠原委員：プロポーザルのプロセスは委員会の審議対象にならないのでしょうか。プロポーザルは重要な選定行為であり、透明性を高める上で、その過程も示してもらえれば、より分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

契約課：現在は様式に記載のとおり、方式別発注により抽出をお願いしている状態で、プロポーザルは一覧に明記されておりません。様式の改正で表記できるか、あるいは抽出段階で事前にプロポーザルである旨を抽出委員にお知らせできるように、検討させていただきます。

営繕課：プロポーザルは、公平性や透明性を確保するため、参加資格を定め、学識経験者や行政からの委員を含む5名の判定委員会が審査しています。審査結果は公表しております。実施要領なども事前に公表しており、透明性は確保していると考えております。

小笠原委員：資料に「随意契約」とだけ書いてありますが、ここに「プロポーザル」と入れば問題は少なくなると思います。

契約課：表記ができるかどうかも含めて検討いたしますので、お時間をいただければと思います。

審議再開・委員会からの意見まとめ

高橋委員長：それでは、本日の抽出事案について委員会として意見をまとめましたので報告させていただきます。

今回の抽出事案4件については、基本的に法令や手引き等内部の規定に従っており、概ね妥当であるという判断に至りました。

その中で、いくつか助言をさせていただきます。

総合評価落札方式を採用している中で、価格以外の評価点といったものの配分と、価格による差との比較検討を是非一度やっていただければと思います。その差額が本当に必要なのか、例えば総合評価点を117点とし、応札価格評価点を70点満点としているこのウェイト付けが今本当に良いのか、価格差についても今後もそれで良いと言えるのか、ご検討いただきたいです。

佐沼高改築昇降機工事などの昇降機案件では、建築工事に含めて発注していれば、もっとスムーズな落札があったのではないかとのご意見もありました。現在、分離して発注を行うのが基本原則のようですが、今の環境の変化に応じてアップデートし、建設工事に含めて建設業者のノウハウも活かすことをご検討いただきたいと思います。

もう1つ、抽出案件を拾う際の表記の工夫です。今回、「随意契約」として抽出されましたが、実際は「公募型プロポーザル」でした。本来の様式で「プロポーザル」の項目を追加する変更ができるなら変更していただきたいですし、できないとしても、案件を抽出した段階で、事前に「プロポーザル案件である」ことを知らせ、抽出委員と対話していただければと思います。ありがとうございました。

4 報告

(1) 建設工事等の入札執行の状況について（報告）

（資料8～12により説明）

令和6年度の入札執行の状況について（R7.3月末現在）

指名停止の措置状況について（R6.12.1～R7.3.31）

入札方式別発注工事について（R6.10.1～R7.3.31）

入札方式別発注建設関連業務について（R6.10.1～R7.3.31）